

議案第 6 4 号

北本市健康増進センター設置及び管理条例の廃止について

北本市健康増進センター設置及び管理条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市健康増進センター設置及び管理条例を廃止する条例

北本市健康増進センター設置及び管理条例（昭和 5 3 年条例第 1 9 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前に指定を受けた指定管理者に係る事業報告書の作成及び提出並びに業務報告の聴取等については、廃止前の第 9 条及び第 1 0 条の規定は、なおその効力を有する。